

1 号 議 案

平成 18 年 3 月 31 日をもって、東海・東南海・南海地震津波研究会を解散し、その事業を特定非営利活動法人大規模災害対策研究機構にひきつぐ。

1. 提案理由

現状の東海・東南海・南海地震津波研究会（以下、「研究会」という）は任意団体であるため、官公庁からの受託事業や公的な機関との連携事業をおこなったり、国や地方公共団体からの活動に対する資金的援助を受けることは困難である。

この制約をとりのぞくためには法人格の取得が必要であり、それによって契約などの法律行為の主体となり得る。その主旨にもっともふさわしい形態として特定非営利活動法人（NPO）が考えられる。

特定非営利活動推進法は、その第1条で「特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を推進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。」としており、「研究会」のような公益的な活動を行う団体が法人格を取得する制度として位置付けられている。

一方、特定非営利活動法人大規模災害研究機構（以下、「機構」という）は6年前に設立されており、事業目的も「研究会」と一致するところが多い。

「研究会」を新規にNPO法人化することも可能であるが、手続きや申請に時間と費用がかかってしまう。そのため、両団体の活動を継続する意味でも速やかな事務手続きが必要であり、両者を合体させることが得策であると判断される。

以上の理由により、「研究会」を「機構」に組み込むことを提案するものである。

2. 本議案が決議された後の予定

本議案議決後、平成18年3月31日までは、平成17年度の研究会活動を続けるものとするが、同時に、研究会会員の「機構」への会員加入活動も併行して行っていくものとする。

また、「機構」のもとでこれまでの研究会活動を継続していくために、その活動（分科会活動）のありかたについて検討を行っていく。

なお、参考までに、機構は、平成18年3月末を目途に以下の事項について実行する予定である。

活動内容、定款等の内容の見直し、整理検討。

理事会で研究会を傘下に取り込むことについて承認。

総会での役員改選（研究会役員等による交代）

監督庁への登録名称は、「大規模災害研究機構」をそのまま残し、実際の活動名（サブ団体名）を「東海・東南海・南海地震津波研究会」とすることの確認。

以上の手続きの完了時期を平成17年度末とし、平成18年度より再出発。